史跡仙台城跡植生修景方針 (最終案)

令和5年3月

仙台市教育委員会

目次

第1章 植生修景方針の概要	······ - 1 -
第1節 方針策定の目的	1 -
第2節 方針策定の経緯	1 -
第3節 植生修景の位置づけ	1 -
第4節 植生修景方針の範囲・期間	2 -
第5節 植生修景方針の構成	3 -
第6節 委員会の設置	4 -
第1項 委員会設置の趣旨	4 -
第2項 委員会の構成	4 -
第3項 委員会の開催状況	4 -
第7節 関連法令・条例	6 -
第1項 関連法令・条例	6 -
第2項 関連計画	10 -
第2章 仙台城跡の概要	13 -
第1節 歴史・沿革	13 -
第2節 史跡・天然記念物等の指定	13 -
第3節 仙台城跡の本質的価値	16 -
第3章 仙台城跡を取り巻く自然環境	- 18 -
第1節 既往調査	18 -
第1項 植生	19 -
第2項 動物	21 -
第3項 地形・地質	23 -
第4項 仙台城跡周辺の重要な自然環境	25 -
第2節 植生調査(毎木調査)	29 -
第3節 仙台城跡を取り巻く自然環境の課題	
第4章 植生修景方針	32 -
第1節 基本方針	
第2節 地区区分(ゾーニング)	
第3節 植生修景の方法	
第1項 植生修景の優先度決定	35 -
第2項 植生修景の進め方	35 -

第1章 植生修景方針の概要

第1節 方針策定の目的

『史跡仙台城跡植生修景方針』(以下、「植生修景方針」という。)は、平成31年1月策定の『史跡仙台城跡保存活用計画』(以下、「保存活用計画」という。)に基づいて、令和3年3月に策定した『史跡仙台城跡整備基本計画』(以下、「整備基本計画」という。)における植生修景について具体的な方針をまとめたものです。史跡仙台城跡の植生を適切に保存、整備、管理するために策定します。

植生修景方針では、仙台市の都市個性を象徴する場所として、仙台城跡の植生修景を計画的に進め、青葉山の豊かな自然環境と歴史を感じる城郭らしい景観と来訪者が学びを楽しむことができる環境を実現し、「新たな杜の都」のまちづくりに資することを目指します。

第2節 方針策定の経緯

整備基本計画では、修景に係る基本方針として「城郭らしい景観の顕在化および眺望の確保」および「安全・安心・快適な城内環境の実現」を掲げています。仙台城跡は日本を代表する近世城郭のひとつであり、城郭の基本構造や石垣が良好に残っており、現在は都市公園として市民だけではなく多くの来訪者がいます。仙台城跡の景観の構成要素である植生は、城郭らしい景観の形成に向けて特に重要な要素です。しかし、現在は史跡やその周辺で植物が繁茂し、遺構の保存に影響を及ぼすだけでなく、城郭としての景観や眺望が阻害されつつあります。また、園路に近接する枯損した樹木が多数存在することから、登城時の安全や景観の確保が懸念されつつあるのが現状です。

植生修景はこれらの植生の現状を踏まえたうえで、より具体的で適切な方針を定めて進める必要があり、植生修景に重点を置いた保存、整備、管理の方針をまとめた植生修景方針を策定することとなりました。

第3節 植生修景の位置づけ

保存活用計画および整備基本計画においては、植生修景について下記のとおり記載しています。

(1) 保存活用計画

仙台城跡の遺構および来訪者、眺望・景観に影響を与える植生を把握し、保存と活用の観点から市民の意見を踏まえて維持管理の方針を検討します。新規の植栽は史跡整備に伴うものを除いては原則行いません。総じて、仙台城跡が位置する青葉山地区の歴史的・自然的環境の維持・保全に努めつつ景観形成を図り、仙台城跡の本質的価値を保存するとともに植生も保全し後世に継承します。

(2)整備基本計画

史跡と自然環境が調和する景観・眺望の確保が不十分であり、今後これら植生を適切に管理し、史跡の保存と活用につなげることを目的とし、修景による城郭らしい景観と眺望の確保を目指しています。「『仙台』発祥の地仙台城跡をより城郭らしく地域の誇りと愛着を育む場へ~新たな杜の都にふさわしい歴史的眺望"政宗ビュー"の実現~」をコンセプ

トに、歴史的な背景を踏まえた本丸跡から市街地への眺望と、自然環境と調和した城郭ら しさを持つ市街地からの景観の実現を目指します。

第4節 植生修景方針の範囲・期間

(1) 植生修景方針の対象範囲

す (図 1-1)。

植生修景方針の対象範囲は、原則として仙台城跡の史跡指定地のうち整備基本計画で定めた 6 つの整備ゾーンとしま

仙台城跡は、仙台市の中心 市街地の西方、青葉区川内お よび荒巻字青葉に位置する近 世城郭です。日本を代表する 城郭として、本丸跡の一部約 66haが平成15年(2003)8月 27日付で史跡指定されまし た。その後、平成22年(2010) 2月22日、平成24年(2012) 9月19日付追加指定により、 史跡指定面積は2022年11月 現在、約70.3haです。



図 1-1 史跡指定地と植生修景方針対象範囲

(2) 植生修景方針の期間

植生修景方針は、整備基本計画の事業期間にあわせ、令和4年度(2022)から令和12年度(2030)までのおおむね9年間とします。

第5節 植生修景方針の構成

本方針の構成は以下のとおりです。

【第1章 植生修景方針の概要】

史跡仙台城跡植生修景方針策定の目的、経緯、位置づけ、対象範囲と期間、委員会の 設置、関係法令・条例、方針策定にあたって基本とした既存計画における植生修景の概 要をまとめました。

【第2章 仙台城跡の概要】

仙台城跡の歴史と遠隔、史跡・天然記念物の指定状況、史跡としての本質的価値について、概要を示しました。

【第3章 仙台城跡を取り巻く自然環境】

仙台城跡およびその周辺範囲を対象に、植生の現状、動植物や景観資源などの貴重な自然環境要素を整理しました。さらに、本方針の対象範囲について、既往資料調査と現地調査をふまえて、植生の現状を具体的に述べるとともに、史跡保存・眺望景観の確保・安全・維持管理の観点から植生修景の課題を挙げました。

【第4章 植生修景方針】

植生の現状と植生修景の課題をふまえて、方針対象範囲内をゾーニングしたうえで、 植生修景の整備方針、植生修景の優先度と進め方、留意事項をまとめました。ゾーンご とに、修景エリアを図示したうえで、植生の現状と課題、植生修景の方針を示しました。 また、植生修景後の眺望イメージについてパース図を作成しました。

第6節 委員会の設置

第1項 委員会設置の趣旨

本市では、仙台城跡の発掘調査事業、整備活用事業を円滑に進める上で、事業に関し指導および助言をいただくため、平成29年(2017)4月から「史跡仙台城跡調査・整備委員会」(以下、「委員会」という。)を設置しています。本方針の策定にあたっては、委員会において審議し、指導および助言をいただきました。また、整備基本計画および本方針に基づいて実施する植生修景についても委員会からの指導、助言のもと推進します。

第2項 委員会の構成

委員会は、令和 4 年 (2022) 年度より、植生を専門とする委員を含む 5 名を新たに迎え、 委員 12 名にて検討を行いました。また、オブザーバーとして宮城県に参加いただいていま す。

役割		名前	所属・役職
委員長	藤澤	敦	東北大学教授
副委員長	北野	博司	東北芸術工科大学教授
	籠橋	俊光	東北大学准教授
	佐浦	みどり	有限会社東北工芸製作所常務取締役
	渋谷	セツコ	建築と子供たちのネットワーク仙台副代表
	永井	康雄	山形大学教授
委員	深澤	百合子	東北大学名誉教授
女只	山中	稔 ※	香川大学教授
	大山	幹成 ※	東北大学学術資源研究公開センター植物園助教授
	稲葉	雅子 ※	株式会社たびむすび代表取締役
	能勢	和彦 ※	国土交通省東北地方整備局建政部都市調査官
	風間	基樹 ※	東北大学教授

表 1-1 委員の構成

第3項 委員会の開催状況

委員会は保存活用計画策定より継続していますが、植生修景方針に関する審議は第 10・ 11・12 回委員会において行いました。

[※]令和4年度(2022)から

表 1-2 委員会の開催状況

開催回	日時	主な議題
	平成 30 年	1.仙台城跡に関する計画について
第 1 回	5月31日	2. 仙台城跡の調査について
	0), 01 H	3. 仙台城跡の整備について
		1. 前回委員会での意見について
	平成 31 年	2. 史跡仙台城跡保存活用計画の策定について
第 2 回	3月22日	3. 仙台城跡の調査成果について
		4. 仙台城跡に関わる活用事業について
		5. 平成 31 年度の事業予定について
		1. 仙台城跡の発掘調査について
## 0 E	令和元年	2. 仙台城跡の活用事業について
第3回	11月11日	3. 青葉山公園 (仮称) 公園センターの整備状況について
		4. 整備基本計画の策定について
		5. 台風 19 号による仙台城跡の被害報告 1. 仙台城跡の調査について
		2. 造酒屋敷跡調査の総括について
第 4 回	(中止) ※	3. 仙台城跡の活用事業について
		4.整備基本計画の改定について
		1. 令和 2 年度の調査成果について
	令和3年	2.整備基本計画の策定について
第 5 回	3月18日	3. 福島県沖地震による被災状況について
	,, 10	4. 令和 3 年度の事業予定について
	令和3年	1. 令和3年度の調査について
hoha - I		2. 青葉山公園整備事業について
第6回	8月19日	3. 福島県沖地震による被災石垣他の復旧について
		4. 仙台城跡における植生修景について
		1. 令和3年度の調査成果について
	令和3年	2. 仙台城跡の整備について
第7回	11月25日	3. 仙台城跡の活用について
		4. 福島県沖地震による被災石垣他の復旧について
	令和 4 年 3 月 14 日	1. 令和 4 年度の調査予定について
第 8 回		2. 令和 4~5 年度における関連事業との連携について
		3. 仙台城跡植生修景計画について
第 9 回	令和4年	1. 仙台城の災害復旧方針について
37 J E	6月2日	2. 災害復旧事業の進め方について
第 10 回	令和 4 年 9 月 7 日	1. 史跡仙台城跡植生修景計画について(中間案)
	令和 4 年	1. 前回委員会の意見等について
第 11 回	11月28日	2. 史跡仙台城跡植生修景計画について(中間案修正版)
	11 Л 20 Ц	3. 災害復旧事業について
		1. 植生修景について
第 12 回	令和5年	2. 令和 5 年度事業について
77 12 E	3月16日	3. 災害復旧事業について
		4. 関連事業との連携について

令和4年	
11 /11 4 十	文化庁の指導
	文化/1 2011 等
11月7日	文[1] 4 · 11 · 4

^{※)}新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け中止し、委員への資料送付のみ行いました。

第7節 関連法令・条例

第1項 関連法令・条例

本方針に関連する法令・条例の概要は以下のとおりです。

(1) 都市計画法(昭和43年法律100号)

史跡指定地の全域は第二種中高層住居専用地域に含まれています。また、仙塩広域都市計画の第2種高度地区となっています。また、仙台城跡は風致地区とはなっていませんが、竜ノ口渓谷を挟んだ南側に八木山風致地区があり、経ヶ峯伊達家墓所は霊屋風致地区となっています。(図 1-2 a) を参照)

(2) 仙台市特別用途地区建築条例(昭和48年仙台市条例第35号)

史跡指定地の全域は文教地区に含まれています。(図 1-2 c)を参照)

(3) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)

史跡指定地の大半は、宅地造成工事規制区域になっています。(図 1-2 c)を参照)

(4) 都市公園法(昭和31年法律第79号)

史跡指定地の東部が都市公園「青葉山公園」となっています。(図 1-2 b)を参照)

(5)景観法(平成16年法律第110号)

景観法に基づく「仙台市『杜の都』景観計画」(平成 21 年 3 月) による地区分けがされています。市域全体を対象とした景観計画区域ゾーンとしては、本丸跡が「行楽地ゾーン」、史跡指定地の大半が「河川・海岸地ゾーン」、北部が「沿線市街地ゾーン」となっています。旧城下を景観重点区域としていますが、その中では、史跡指定地の大半は「青葉山・大年寺山ゾーン」、北東部は「広瀬川周辺ゾーン」となっています。(図 1-2 d) を参照)

(6) 仙台市屋外広告物条例(平成元年仙台市条例第4号)

史跡指定地、都市公園、「広瀬川の清流を守る条例」の環境保全区域は広告物の掲出が禁止されています。ただし、法令の規定があるもの、国又は地方公共団体が公共の目的で設置するもの等は掲出できます。(図 1-2 c) を参照)

(7) 広瀬川の清流を守る条例(昭和49年仙台市条例第39号)

広瀬川の豊かな自然環境や清流にふさわしい良好な水質を保全するため、指定区域内の建築や造成、木竹の伐採等に規制と許可基準を設けています。史跡指定地の大半が特別環境保全区域、北側が水質保全区域、追廻地区が第一種環境保全区域となっています。(図 1-2 e) を参照)

植生修景に関わる主な基準は以下のとおりです。

オ. 環境保全区域内のそのほかの行為の制限

	特別環境保全区域	第一種環境保全区域
木竹の伐採*	ナが2m以下でなるまの(白然岸に	高さが5m以下であるもの。ただし、 河川に接した土地では、高さが3m以 下であるもの(自然崖に自生してい るものを除く)

※) 木竹の伐採の例外規定

- ・土地の利用上やむを得ない場合の伐採で、講じられる措置が適切であると市長が認める場合。
- ・林産物の採取のための伐採であって自然的環境の回復を図るために講じられる措置が適切で あると市長が認める場合。

(8) 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号)

史跡指定地の大半が、地域森林計画対象地域となっています。(図 1-2 f)を参照)

(9) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第088号)

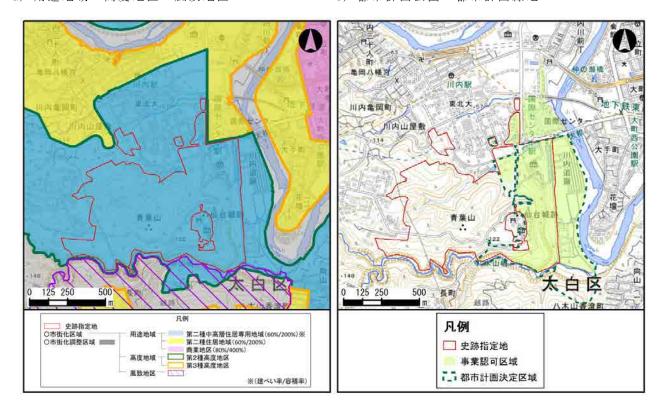
史跡指定地の南側一帯が、特別保護地区青葉山となっています。(図 1-2 f)を参照)

(10) 土砂災害防止法 (平成12年法律第57号)

史跡指定地内の一部が土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域に指定されています。(図 1-2 g) を参照)

a) 用途地域·高度地区·風致地区

b) 都市計画公園·都市計画緑地



c) 宅地工事規制区域·屋外広告掲示禁止区域

d) 景観計画区域·景観重点区域

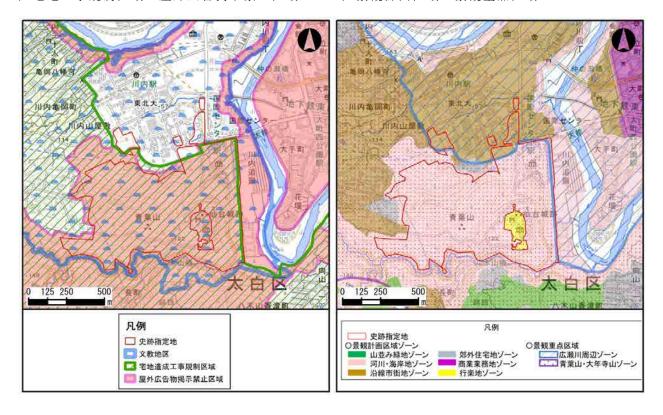
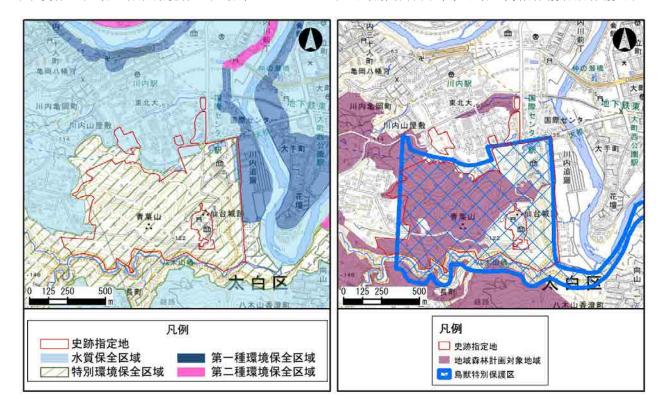


図 1-2 関連法令および条例による規制区分図 (a~d)

e)水質保全区域·特別環境保全区域等

f) 地域森林計画対象地域·鳥獣保護特別保護地区



g) 土砂災害



図 1-2 関連法令および条例による規制区分図 (e~g)

第2項 関連計画

上位計画として、「仙台市基本計画」(令和3年3月)があり、教育行政上での上位計画 として、「仙台市教育構想2021」(令和3年3月)があります。

関連計画には次のものがあります。史跡の保存および活用計画として保存活用計画(平成31年1月)と整備基本計画(令和3年3月)があります。環境・景観に関する計画として「杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)」(令和3年3月)、「仙台市『杜の都』景観計画」(平成21年3月)、「仙台市みどりの基本計画」(令和3年6月)があります。史跡指定地の一部は、都市公園である青葉山公園と重複しており、公園整備計画として「青葉山公園整備基本計画」(平成25年3月)、「青葉山公園(仮称)公園センター基本計画」(平成29年4月)が関係します。

各計画のうち、仙台城跡の史跡の保全や活用、植生、景観、自然環境に関する部分を以下にまとめます。

(1)上位計画

◇仙台市基本計画(令和3年3月)

基本計画では、まちづくりの理念として「挑戦を続ける、新たな杜の都へ~"The Greenest City"SENDAI~」を掲げ、その実現に向けた施策を示しています。「杜の恵みと共に暮らすまち」の実現のため、歴史と趣を感じる景観づくりを行い、仙台城跡等の文化財の保存および活用を進めるとしています。「学びと実践の機会があふれるまち」の実現のため、市民や観光客が楽しみながら学べる空間として仙台城跡等の活用を図り、「伊達」な文化を感じることができる環境づくりを進めると示しています。

◇仙台市教育構想 2021 (令和 3 年 3 月)

教育構想では、基本方針の一つに「学びでつながり、郷土を愛し絆を深める地域づくり」を掲げています。豊かな歴史・文化を活用した学びの機会づくりとして、仙台の歴史や文化の継承と発信を掲げ、保存活用計画と整備基本計画に基づき、遺構等の保存と活用を図りながら、次世代へ継承するとともに、城郭らしい景観の顕在化や歴史的眺望の実現に向けた整備を進めるとしています。

(2) 史跡保存・整備に関する計画

◇史跡仙台城跡保存活用計画(平成 31 年 1 月)

保存活用計画では、仙台城跡の保存・活用・整備の基本方針を定めています。

保存の基本方針では、史跡の本質的価値や史跡指定地と重複する天然記念物の保全を図ること、保存のための調査研究を行うこと、現状変更に関する方針を適切に運営すること、車両通行と遺構保護・活用の両立を図る対策を検討すること、史跡追加指定を目指す範囲の確実な保存と指定同意の働きかけを継続することを示しています。

活用の基本方針では、仙台城跡の遺構や発掘調査成果の積極的な公開に努めること、仙台城跡の価値を分かりやすく伝えるための環境整備をすること、仙台の歴史を学ぶ機会を創出すること、仙台城跡を観光資源として活かし、地域のまちづくりにつなげられるよう検討すること、日本遺産の構成文化財や市内のほかの文化財と一体となっ

た活用を図ること、史跡指定地と重複する天然記念物について、東北大学学術資源研究公開センター植物園と連携・調整をして活用を図ることを示しています。

整備の基本方針では、史跡の保存と活用のために計画的に整備事業を行うこと、整備事業の計画は史跡価値の正しい理解につながるよう立案することを示しています。

◇史跡仙台城跡整備基本計画(令和3年3月)

整備基本計画では、「史跡仙台城跡保存活用計画」に基づき、「『仙台』発祥の地仙台 城跡をより城郭らしく地域の誇りと愛着を育む場へ~新たな杜の都にふさわしい歴史 的眺望"政宗ビュー"の実現~」をコンセプトに、整備と保存・活用をより一層進め、 理想とする史跡の実現に向けた具体的方針と方法を示しています。

整備の基本方針では、基本理念に基づいた 7 つの基本方針を定め、仙台城跡を構成する曲輪や地区の特性、歴史的変遷、整備上の課題を考慮して 6 つのゾーンに区分を行い(図 1-1)、地区別の整備方針を示しています。

(3)環境・景観に関する計画

◇杜の都環境プラン(仙台市環境基本計画)(令和3年3月)

本市の環境の保全および創造に関する施策の基本的な方向を定めています。「杜の恵みを活かした、持続可能なまち」を目指して、地域の自然や歴史・文化に根差した美しい景観など、地域の環境資源を保全・創造するとともに、これらの資源を活かし、五感で楽しめる魅力的なまちづくりを進めるとしています。

◇仙台市「杜の都」景観計画(令和4年11月)

本市の景観形成の基本テーマを「杜の都の風土を育む風格ある景観づくり」とし、市全体を景観計画区域とし、景観特性に応じたゾーンを設定しています。

仙台城跡の北側と東側は主に「広瀬川周辺ゾーン」に区分され「広瀬川の自然環境を保全し、仙台城跡や大橋等からの眺望にも配慮し、変化に富む河岸の自然景観と調和する市街地の景観形成を行う。」としています。仙台城跡周辺は主に「青葉山・大年寺ゾーン」に区分し、市街地から眺望できる丘陵景観を確保し、稜線と調和する市街地の景観形成を図る方針としています。(図 1-3 a)を参照)

◇仙台市みどりの基本計画 2021-2030 (令和 3 年 6 月)

都市緑地法第4条に基づく、みどりの都市像や施策について定めるみどりのまちづくりの総合的な計画です。対象とする「みどり」は、市域全域の樹林地、草地、農地、河川・ため池などの水面、単独で生育する樹木や草花としています。「百年の杜づくりで実現する新たな杜の都~みどりを育むひと、みどりが育むまち」を基本理念とし、その実現のために、みどりがもつ機能に着目した5つの基本方針と重点的な取組みを設定しています。このうち、歴史文化・景観などに関するみどりの方針として「みどりを誇りとするまち」を掲げており、街路樹による風格ある景観づくり、仙台ならではのみどりの活用を重要な取り組みとして示しています。

(4) 青葉山公園整備に関する計画

◇青葉山公園整備基本計画 (平成25年3月)

公園整備の基本目標として「仙台の誇りを育み心に染み入る歴史と自然の景域づくり」としています。公園の空間構成としては、史跡指定地区を「歴史・文化ゾーン」、追廻地区を「いこい・にぎわいゾーン」および「自然散策ゾーン」、国際センター地区を「交流ゾーン」に区分しています。「歴史・文化ゾーン」は、仙台城跡整備基本計画を基本とし、本丸跡の遺構等の保全、水堀の再生等による歴史的な景観の充実により、来訪者に歴史と文化を堪能してもらう空間、「いこい・にぎわいゾーン」は新たに整備される青葉山公園(仮称)公園センターを起点に、広瀬川や本丸跡の眺望等、広がりと奥行きを持った空間を展開し、活動の場としても機能する空間、「自然散策ゾーン」は広瀬川などの豊かな自然が残る貴重な周辺環境を生かした自然散策を行える空間、「交流ゾーン」は公園の玄関口として良好な景観を生かしながら、市内外の来訪者の交流の場としての機能を持つ空間に定めています。(図 1-3 b)を参照)

◇青葉山公園(仮称)公園センター基本計画(平成29年4月)

令和3年度の工事完了を目指し整備を進めている青葉山公園(仮称)公園センターは、青葉山公園整備基本計画で「ビジターセンターとしての機能をベースとしつつ、青葉山公園の玄関口という立地特性や藩政時代からの歴史性を踏まえた仙台の歴史・文化を発信する場」として位置付けています。仙台城跡は、仙台・青葉山を知るきっかけとなる情報を提供し、歴史・文化の概略をつかむ場とし、より詳しい情報は仙台市博物館、仙台城見聞館等に赴き、理解が深められることを期待すると示しています。

a) 仙台市「杜の都」景観計画

b) 青葉山公園整備基本計画

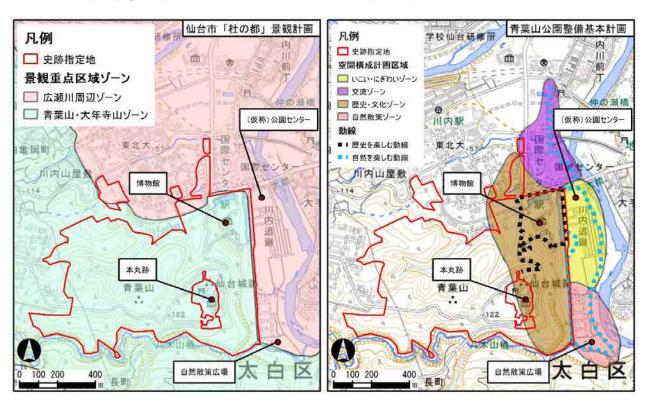


図 1-3 関連計画における計画範囲

第2章 仙台城跡の概要

第1節 歴史・沿革

仙台城跡は、初代仙台藩主伊達政宗により慶長6年(1601)1月から築城が開始され、慶長7年(1602)には城の大部分が完成し、慶長15年(1610)に本丸御殿大広間が完成しました。元和6年(1620)には西屋敷が建てられ、元禄年間(1688~1704)には西屋敷の隣に屋敷構(二の丸)の造営が開始されました。屋敷構(二の丸)は、元禄年間(1688~1704)に四代藩主伊達綱村により西屋敷を取り込む形で改造され、現在の二の丸跡の範囲になりました。その後、文化元年(1804)の落雷による火災で建物の大部分が焼失しましたが、同年に再建されました。二の丸造営後の本丸は、大広間や懸造などが残され、年中行事としての祈祷や、藩主が入府した際に儀礼を行う場など幕末まで使用されていました。

仙台城跡は、地震や大雨などによる被害により、石垣や土手などの修復が繰り返し行われた記録があります。平成23年(2011)3月に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)やその後の余震によって複数の石垣が崩れ、本丸跡の東側では崖崩れが発生しましたが、平成24年度(2012)から3年かけて災害復旧工事が行われ、平成26年度(2014)にほぼ復旧が完了しました。石垣の一部は、令和4年(2022)3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震で再度被災し、令和5年(2023)3月現在、復旧工事を進めています。

第2節 史跡・天然記念物等の指定

仙台城跡は、戦前から近世城郭の中でも第一級の遺跡であるとの評価を受け、国史跡指定は、かねてより仙台市民や歴史学研究者の念願となっていました。平成14年(2002)5月、仙台市は国に対して史跡指定の申請を行う基本方針を決定し、市有地と同意を得られた範囲約66haについて、平成15年(2003)初めに史跡指定の申請を行い、同年8月27日付の官報告示によって国史跡として指定されました。その後、平成22年(2010)に二の丸跡の一部、平成24年(2012)に本丸跡西部が追加指定されました。

仙台城跡の西側に位置する青葉山は、仙台城の御裏林と呼ばれ、築城以来一般人の立ち入りが禁じられ、現在でもほぼ人の手が加えられることなく現存しており、昭和47年(1972)には地域ごと国の天然記念物「青葉山」に指定されました。

史跡「仙台城跡」のほか、 植生修景方針の範囲に含ま れる天然記念物や有形文化 財の概要を以下に示します。

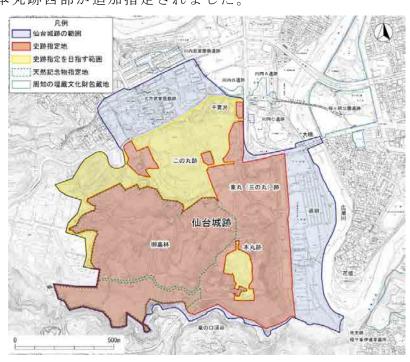


図 2-1 史跡指定地及び天然記念物指定範囲

(1) 史跡

名 称:仙台城跡

指 定 数:-

指 定 区 分: 国指定史跡

指定年月日: 当初指定 平成 15年(2003)8月 27日

二の丸追加指定 平成 22 年(2010) 2 月 22 日

本丸跡西部追加指定 平成 24 年(2012)9 月 19 日

所 在 地:宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉、川内

概要:仙台城跡は、仙台市の中心市街地の西方に位置し、東北の大大名であ

った仙台藩主伊達氏の居城跡です。初代藩主政宗は、慶長5年(1600)、城の縄張りを行い、翌年から普請を開始しました。城は、自然地形を利用した山城です。本丸は、東側では広瀬川を望む60m以上の断崖により、南側は標高差40m以上の竜ノ口峡谷によって画されています。また、西側の屋根は堀切で遮断され、背後には天然記念物「青葉山」となっている御裏林(おうらばやし)が広がっています。本丸北壁石垣の修理に伴う発掘調査の結果、江戸時代に発生した地震により石垣が崩れ、そのたびに修復が行われてきたことが明らかになりました。出土品としては金箔瓦・ヨーロッパ製ガラス器などや寛文の銘のある石材、慶長12年の墨書のある木簡などがあります。

平成22年(2010)には、近隣の調査で二の丸の外郭を区画する塀跡が検出されたことから、仙台城跡の北西部に位置する二の丸跡西端部から武家屋敷および御裏林にかけての地域が追加指定されました。

平成24年(2012)には、本丸跡の西辺部にあたり、本丸詰門西脇櫓から本丸北壁石垣を経て酉門跡まで連続する石垣、および、そこから切通を経て仙台城の搦め手である埋門に至る城壁面と、宮城縣護國神社の社殿等に囲まれた地域が追加指定されました。





図 2-2 史跡「仙台城跡」

(2) 天然記念物

名 称:青葉山

指定面積:385,153m²

指 定 区 分: 国指定天然記念物

指定年月日:昭和47年(1972)7月11日

所 在 地:宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉 12番地の内

概 要:天然記念物に指定されている範囲は、青葉山の東麓にあり、太平洋側

の温帯林と暖帯林との接触地帯で、高等植物約 700 種、コケ植物約 140種が自生しています。大部分はモミ林で、モミ林の北限です。また、林床には、ヒメノヤガラ・ムヨウラン等腐生のラン科植物があり、同種の北限です。また、シラカシ、タブノキ、モチノキ等暖地性樹種の太平洋内陸部における集団分布の北限をなしています。多種の鳥類やムササビ、リス等の野生動物も生息していますが、このような自然環

境が都心部に残されていることは きわめて貴重で、学術的に高い価 値があります。これは、仙台城の御 裏林(おうらばやし)として人の手 が加えられなかったことや、東北 大学理学部附属植物園として保護 管理されてきたことによるものと 考えられています。



図 2-3 天然記念物「青葉山」

名 称:仙台城二の丸跡南西境の杉並木(部分)

指 定 数:13本

指 定 区 分:市指定天然記念物

指定年月日: 平成 18年(2006) 12月5日

所 在 地:仙台市青葉区川内 12番 2

概 要:仙台城二の丸跡の南西境に、旧姉歯家茶室(残月亭)跡付近から御裏

林の山裾にそって、27本のスギが生育しています。国指定天然記念物「青葉山」並びに国指定史跡「仙台城跡」指定地内に14本、指定地外に13本が位置し、樹間には多くの腐朽根株が残っており、現存株と腐朽根株によって一連の杉並木が形成されています。「仙台城下絵図」(寛文4年・1664 仙台市博物館蔵)によれば、「御二丸」の裏に広がる御裏林の一部に「御二丸」に接して、スギの特徴を有した樹林が描かれています。昭和40年(1965)に植物園内で倒れたスギの年輪を数えたところ樹齢330年であり、直径は97㎝であったことから、この並木は藩政期から保護されていた杉並木と考えられています。

第3節 仙台城跡の本質的価値

「史跡仙台城跡整備基本計画」において、史跡の本質的価値は、「その土地に存在する『遺跡』が土地と一体になって有する我が国の歴史上又は学術上の価値」とされています。 仙台城跡には、歴史、文化および自然の3つの視点から、以下に示す5つの本質的価値があります。

(1) 良好に残る城郭全体の基本的形状と各遺構

仙台城跡は、戦災等により藩政期の建造物がほぼ失われたものの、本丸跡、二の丸跡、東丸(三の丸)跡といった主要な曲輪や登城路などの城郭の基本形状、石垣、土塁、堀跡、門跡などの遺構も良好に残っています。遺物も多く確認しています。

■構成要素

曲輪/曲輪内の各遺構/石垣/土塁/堀跡/ 門跡/堀切/登城路/自然地形/出土遺物



図 2-4 仙台城跡の基本的形状

(2) 時代の移り変わりを示す城郭構造

仙台城跡は、築城期における本丸が持つ山城的性格と、後に造営される二の丸が持つ平城的性格が併存する城郭構造に特徴があり、これは徳川政権の確立へ向かう政治情勢の過

程を反映している点で重要です。敷地の拡張を経て完成した二の丸御殿は、大手門と一体となって近世城郭らしい風格ある威容を誇っていました。本丸は、政治の中心としての機能が二の丸に移った後も、公的儀式の場として大広間や城下を一望する懸造など一部の建物が維持され、二の丸跡とともに仙台城跡を特徴付けています。

■構成要素

主要曲輪/曲輪内の各遺構/登城路



図 2-5 大橋付近からみた明治初期の二の丸跡 (仙台市博物館所蔵に追記)

(3) 本丸北壁石垣の変遷と城内の石垣にみる変化

本丸北壁石垣の解体修復に伴う発掘調査では、 3時期にわたる石垣の変遷や内部構造を確認し、 築城の様子を明らかにしました。石垣の変遷は、城 内の随所に残る石垣の構築年代の検討や、地震災 害からの復旧を表す遺構として重要です。

■構成要素

石垣 (埋没石垣含む)



図 2-6 本丸北壁石垣で確認した3時期の石垣

(4) 政宗らしさをうかがわせる特色のある遺構と遺物

初代仙台藩主である伊達政宗は、伝統を重んじつつ、最新の技術と建築様式などを組み入れることにより、政宗らしさともいえる特色のある文化を築き上げました。本丸には大広間を中心とした桃山期の特色を受け継ぐ御殿群があり、本丸北壁石垣の調査でまとまって出土したヨーロッパ産ガラス器や金箔瓦を含む近世初期の遺物群は貴重な資料です。

初代藩主政宗の下屋敷があった東丸(三の丸)跡では、池や茶室の跡と共に高級茶器等を確認しています。酒造屋敷跡は、発掘調査により酒造りを裏付ける建物跡や遺物を確認しており、城内で酒造りが行われていたことを示す全国的にも極めて珍しい場所です。

■構成要素

本丸跡の遺構と遺物/東丸(三の丸)跡の遺構と遺物/造酒屋敷跡の遺構と遺物



図 2-7 遺構表示された本丸大広間跡

(5) 杜の都仙台の象徴

仙台城跡は「仙台」発祥の地として、近世から現代に至るまで、地域とともに歴史を刻んできた杜の都仙台を象徴する史跡です。仙台城跡のように、国指定史跡の中に国指定天然記念物(青葉山)を含む城郭は全国的にも稀有であり、杜の都仙台の象徴としての価値をより高めています。

■構成要素

曲輪等の全体的地形/城郭の一部としての自然地形/天然記念物青葉山/水利システム/眺望





図 2-8 本質的価値が顕在化された姿 (整備イメージ)

※「史跡仙台城跡整備基本計画」令和3年(2021)作成時点での仙台城跡の整備イメージ図です。

第3章 仙台城跡を取り巻く自然環境

ここでいう自然環境とは植生、動物、地形・地質を指し、史跡仙台城跡およびその周辺の自然環境は、既往調査や植生修景を行うにあたって実施した各種調査等から把握します。本章では、既往調査および既に実施した各種調査から把握できる仙台城跡を取り巻く自然環境の現状と課題を記載します。

なお、本方針に記載する生物の種名(和名)は「令和2年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託 仙台市野生生物目録」に準拠しています。

第1節 既往調査

表 3-1の既往調査の成果を参考に、仙台城跡およびその周辺の自然環境を把握します。

表 3-1 既往の調査報告書等の一覧

	名 称	調査機関・発行元	年度	
1	令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報 告書	仙台市	令和3年度	
2	口	仙台市	令和3年度	
		JIII EL III	7 和 3 平度	
3	令和 2 年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報	仙台市	令和2年度	
	告書、仙台市野生生物目録			
4	令和2年度仙台市植生図	仙台市	令和2年度	
-	宮城県の絶滅のおそれのある野生動植物-RED DATA BOOK		亚比 00 左座	
5	MIYAGI 2016 —	宮城県	平成 28 年度	
6	仙台市『杜の都』景観計画-本編	仙台市	平成 21 年度	
7	- 白外四块很么甘淋细术,拉升细术 处用	環境省	亚比 14 年 座	
,	自然環境保全基礎調査 植生調査結果	生物多様性センター	平成 14 年度	
8	自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査結果	環境省	平成 12 年度	
8	日然界現床主基礎調宜 符足惟物群洛調宜福米	生物多様性センター	平成 12 平度	
9	 自然環境保全基礎調査 巨樹・巨木林調査結果	環境省	平成3年度	
9	日常來先你王金晚嗣县 巨倒 巨小外侧且相未	生物多様性センター	十八 3 千尺	
10	仙台市史 特別編 1 自然	仙台市	平成6年度	
11	仙台城址の自然(1990年)	仙台市	平成2年度	

第1項 植生

植生

仙台城跡およびその周辺には、自然性の高いモミーイヌブナ群集をはじめ、景観的要素を構成するアカマツ群落やクリーコナラ群集等の樹林が広く分布しています。また、広瀬川沿いには、自然性の高いヨシクラスやヤナギ群落が分布し、竜ノ口渓谷沿いには、自然性の高いイヌシデーアカシデ群落が分布しており、自然性の高い植生や景観的要素となる植生が多く分布しています。

植生の特性区分基準 (表 3-2) および植生自然度の区分基準 (表 3-3) により示すことのできる仙台城跡周辺の植生は表 3-4 および図 3-1 のとおりです。

特性区分 判断理由 仙台市において分布面積が少ない植生。または、人為的に他の植生に置き 希少性の高い植生 換えられるなど、現在では少ない面積しか認められない植生。 立地環境の特殊性が高く、人為による影響が顕著に表れやすいと考えら 脆弱性の高い植生 れる植生。急峻な尾根や湿地等、特殊な立地に成立する植生が該当する。 自然性の高い植生 植生自然度(表 3-3)の 9、10(自然植生)に該当する植生*1。 新緑の美しい植生 春季において、芽吹き、開葉の風景が美しいと感じられる植生。 景 観 秋季において、夏緑広葉樹、夏緑針葉樹の紅葉・黄葉が美しいと感じられ 的 紅葉の美しい植生 る植生。 要 人里的風景を構成する┃薪炭林や産業等に用いられ、古くから生活と結びついた里山的風景をか 素

表 3-2 植生の特性区分と判断理由

出典:「令和2年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(仙台市)

もし出す植生。

表 3-3 植生自然度の区分基準

植生 自然度	区分基準
10	高山ハイデ、風衝草原、自然草原等、自然植生のうち単層の植物社会を形成する地区
9	エゾマツートドマツ群集、ブナ群集等、自然植生のうち多層の植物社会を形成する地区
8	ブナ・ミズナラ再生林、シイ・カシ萌芽林等、代償植生であっても、特に自然植生に近い地区
7	クリーミズナラ群落、クヌギーコナラ群落等、一般には二次林と呼ばれる代償植生地区
6	常緑針葉樹、落葉針葉樹、常緑広葉樹等の植林地
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原
4	シバ群落等の背丈の低い草原
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃等の樹園地
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地等の植生のほとんど存在しない地区

出典:「自然環境保全基礎調査 植生調査」(環境省生物多様性センター)

表 3-4 植生図の凡例一覧

	C T 恒工因 07 元 17 克							
		特性区分						
植生区分	凡例名 (環境省の統一凡例名称に基づく)	希少性の高い植生	性の高い植	性の高い植	新緑の美しい植生	紅葉の美しい植生	風景を構	植生自然度
ブナクラス域自然植生	モミーイヌブナ群集							9
ファクラ へ吸 日 然 恒 生	イヌシデーアカシデ群落							9
	ケヤキ群落(IV)							9
	ヤナギ高木群落 (IV)							9
	ヤナギ低木群落(IV)							9
ブナクラス域代償植生	アカマツ群落 (V)							7
	落葉広葉低木群落							7
	ススキ群団(V)						•	5
ヤブツバキクラス域代償植生	クリーコナラ群集							7
河川・湿原・塩沼地・砂丘植生等	ヨシクラス							10
植林地・耕作地植生	スギ・ヒノキ・サワラ植林							6
10 70 20 7 70 11 20 10 土	ゴルフ場・芝地							2
	路傍・空地雑草群落							4
	畑雑草群落						•	2
市街地等	市街地							1
川消光等	緑の多い住宅地							2
	残の多い住宅地 残存・植栽樹群をもった公園,墓地等							2
	開放水域 開放水域							_
	自然裸地							-

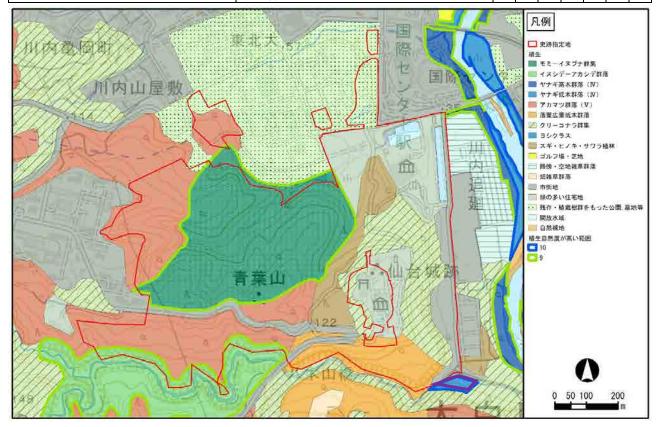


図 3-1 現存植生図(参考:「令和2年度仙台市植生図」(仙台市))

第2項 動物

◇鳥類

仙台城跡全体での鳥類は豊富に観察され、平成元~2 年(1989~1990)の調査とそれ以前に確認されたものを合わせると 15 目 36 科 121 種であり、日本産の鳥類のうち 21.8%が確認されました。内訳は、水辺の鳥類が 15%程度、山野の鳥類が 85%で構成され、山野の鳥類のうちスズメ目、キツツキ目の小鳥類が 60%を占めています。

青葉山は仙台市街地の西縁に位置する緑地で、森林性鳥類が豊富であり、環境省が全国で 500 箇所を選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」にも選定されています。豊かな里地・里山生態系のシンボルであるオオタカ(環境省レッドリスト、宮城県レッドリスト:NT)も生息し、毎年繁殖の成功が確認されています。オオタカは国内希少野生動植物種とされていましたが、平成 29 年にその指定が解除されました。しかし、食物連鎖の頂点に位置し、豊かな里地里山生態系のシンボルともいえる貴重な種です。また、天守台の森林と急峻な崖面と集合住宅街、仙台市の苗圃につづく広瀬川右岸から経ケ峯の崖面,テニスやバレーコートのある運動競技場といった自然地域と住宅及び運動公園地域が併合された環境の地域であり、近隣に五色沼、長沼、広瀬川に面していることから、水辺や森林に生息する鳥類も多く観察することができます。仙台城跡周辺で普通種とみられるものには、チョウゲンボウ、カルガモ、コゲラ、ヒョドリ、エナガ、シジュウカラ、クロジ、メジロ、カワガラス、スズメ、ムクドリ、カラス類、トビ等が挙げられます。観察された希少鳥類は、オオタカ他、森林や林に生息するハイタカ(環境省レッドリスト、宮城県レッドリスト:NT)、アオバズク(宮城県レッドリスト:NT)が確認されています。

◇哺乳類

青葉山地域は、市街地の中心に残された自然の豊かな緑地であり、小動物の貴重な生息地になっています。モモンガ、ムササビなどのように注目される種を含む哺乳類が残存しており、その他にもリス、タヌキ、キツネ、イタチ、ハクビシン、テン、ノウサギ、ヒミズ、アズマモグラ、ヤマコウモリ、ツキノワグマ、カモシカといった種が生息しています。カモシカは特別天然記念物に指定されており、仙台城跡の石垣周辺でも出没が確認されています。また、ツキノワグマは、まれに市道付近でも出没が確認されることがあり、市では注意喚起の看板を設置しています。

◇爬虫類·両生類

仙台城跡の東丸(三の丸)跡を囲むように水堀が存在しており、また本丸跡南には竜ノ口渓谷に流れる竜ノ口沢が面していることもあり、水辺環境を必要とする爬虫類・両生類には格好の生息域となっています。東丸(三の丸)跡周辺の水堀ではニホンアカガエルが確認されており、竜ノ口沢には両生類は、ニホンアマガエル、ツチガエル、カジカガエル、トウホクサンショウウオ、爬虫類はニホンカナヘビ、アオダイショウ、ヤマカガシ、タカチホヘビが確認されています。特筆すべきなのは、環境省指定の指標種であるトウホクサンショウウオであり、環境省レッドリストの準絶滅危惧種としても指定されています。東北大学学術資源研究公開センター植物園入口付近の観察路では山地性のタゴガエル、アズマヒキガエルが確認されています。また、広瀬川流域他、東北大学学術資源研究公開センター植物園、青葉山に続く鈎取休養林や太白山自然環境保全地域内の水系にもそれらの生物が生息しており、市街地に囲まれた緑地帯の自然度をはかる指標のひとつとなっています。

第3項 地形・地質

◇地形

青葉山丘陵は仙台市街地の西方に位置し、鮮新統の仙台層群と中部更新統青葉山層で構成されます。丘頂部には4面の高位段丘面(高位より青葉山I~IV面)が分布し、南西から北東にかけて高度を減じています。標高は青葉山I面で190~200m程度、青葉山IV面で90~120m程度です。小河川による開析はそれほど進行していませんが、例外として竜ノ口沢のみが深い峡谷となっています。青葉山丘陵の南東縁は、長町一利府線に限られ低地と接しています。また、長町一利府線とその副断層である大年寺・鹿落坂両断層は、青葉山面(丘陵)に変位をもたらし、大年寺山付近には隆起帯が形成されています。

仙台城跡の各曲輪は段丘面に位置しており、本丸跡は青葉山段丘、二の丸跡は仙台上町 段丘、東丸(三の丸)跡および追廻地区は仙台下町段丘にあたります。



図 3-2 仙台城跡周辺の段丘分布図(『仙台市史 特別編 1 自然』所収の図を引用し加工) 出典:「史跡仙台城跡整備基本計画」(仙台市)

◇地質

青葉山には、鮮新統の仙台層群が下位から「竜の口層」「向山層」「大年寺層」の順にあり、上位に更新統の「青葉山層」が分布しています。

「竜の口層」は、主にシルト岩・砂岩および凝灰岩からなり、多種類の動植物化石を産出しています。「向山層」は、主に砂岩・シルト岩・凝灰岩・亜炭からなります。大年寺層との境界に近い層準には厚さ $80\,\mathrm{cm}\sim 1\,\mathrm{m}$ 、最大 $2\,\mathrm{m}$ の亜炭層があり、かつて燃料として採掘が行われていました。

「大年寺層」は、主に砂岩およびシルト岩からなり、一部に亜炭を挟んでいます。

「青葉山層」は、下部の二ツ沢礫層と上部の越路火山灰からなります。二ツ沢礫層は径 5~ 30cm のよく円磨された安山岩礫を主としています。越路火山灰は数枚の降下火山灰からなりますが、暗赤褐色粘土質火山灰を主としています。

亜炭採掘は、明治時代から昭和 40 年代まで行われていました。採掘が行われなくなった後、本丸跡付近の坑道では、昭和 63 年 (1988) に充填閉塞工事が行われています。

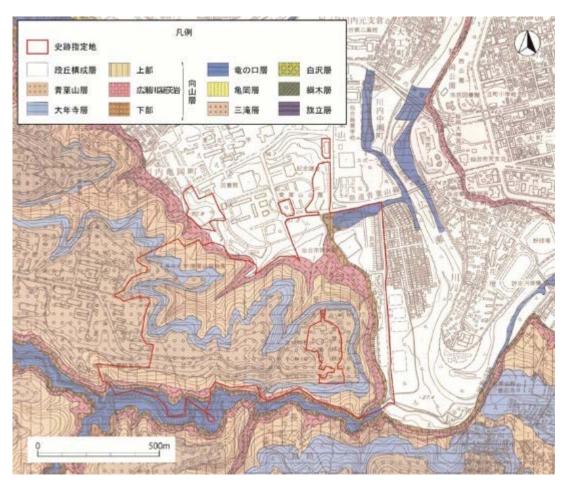


図 3-3 仙台城跡周辺の地質分布図(『仙台城跡の自然』1990 付図を引用し加工) 出典:「史跡仙台城跡整備基本計画」(仙台市)

第4項 仙台城跡周辺の重要な自然環境

史跡仙台城跡周辺には、既往調査の中で表 3-5の選定基準により、重要な地域として 選定している自然環境が存在します。

表 3-5 重要な地域の選定基準

区分	判断理由
1	保全上重要な動植物種が高密度で分布する地域 (動物の繁殖場、集団越冬地となっている地域など)
2	多様な生物相が保存されている地域
3	自然性の高い植生、その他学術上重要な植生が保存されている地域
4	湿地、湧水、岸壁地、地滑り等の動植物の生息・生育地として特異な環境を有する地域
5	自然とのふれあいの場としてふさわしい地域
6	環境教育の場としてふさわしい地域
7	郷土の特色が保存されている地域(里地里山・居久根等)
8	緑の回廊としてあるいは動物の移動のネットワークとして重要な地域 (山地から市街地への連続した緑地、市街地や田園地域に点在する緑地等)
9	海岸や水辺、植生帯境界等のエコトーンとして重要な地域

出典:「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(仙台市)

表 3-6 植物の生育地として重要な地域と概況

番号	地域区分	重要な地域	概 況	選定基準
1	山地〜西部 丘陵地・田 園	奥羽山脈~青 葉山丘陵地域 の植生	市街地の南部に位置し、野生動植物のハビタット、生態系回廊(生態系コリドー)として重要。また、青葉山は、狭い地域内に 800 種以上の植物が自生し、里山の自然に親しむ場として活用されており、環境省が全国で 500 箇所を選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」にも選定されている。	7, 8
2	市街地	東北大学植物園のモミ林	国指定天然記念物。モミの大木を主体とした針広混交林で、原生林に近い。仙台市街地の西緑に残存し極めて貴重である。青葉城の背後を守る御裏林として保全・管理されてきた。カシ類やシロダモ、カラスザンショウ、イイギリといった暖地性植物も混交し、階層ごとに多様な植物がみられる。	1, 2, 3, 6, 7, 8
3	市街地	竜ノ口渓谷の 自然林	広瀬川の清流を守る条例の環境保全区域。広瀬川中流域。高さおよそ 70m に及ぶ絶壁が連なる狭い渓谷で、両岸に残存する大木と独特の植物相が残る。	3
4	山地~海浜	名取川・広瀬 川中~下流域 の河畔植生	広瀬川の清流を守る条例環境保全区域。わずかな立地 の違いや洪水様態に応じた多様な植生が認められる ことから、防災・減災対策と整合性のある保全・保護 対策が必要。流域の各所をつなぐ生態系回廊(生態系 コリドー)や市民の憩いの場としても極めて貴重。	8, 9



図 3-4 植物の生育地として重要な地域

出典:「自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査」(環境省生物多様性センター) 「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(仙台市)

表 3-7 動物の生息地として重要な地域と概況

番号	地域区分	重要な地域	対象	概 況	選定 基準
1	山地〜西部 丘陵地・田 園	奥羽山脈〜 青葉山丘陵 地域への緑 の回廊	動物全般	市街地の南部に位置する。野生動植物のハビタット、生態系回廊(生態系コリドー)として重要。植物及び動物の生物種の多様性を維持するための地域として保護する必要がある。	2, 8
2	市街地	竜ノ口渓谷	鳥類、 昆虫類	広瀬川の清流を守る条例の環境保全区域。野生動植物のハビタットとして重要。高さおよそ 70m に及ぶ絶壁が連なる狭い渓谷。ハヤブサの生息地、川原に生息する昆虫類のハビタット。	4
3	市街地	青葉山	鳥類	仙台市街との西縁に位置する緑地で、森林性鳥類が豊富。野生動植物のハビタット、環境学習のフィールドとして重要。豊かな里地・里山生態系のシンボルであるオオタカも生息し、毎年繁殖の成功が確認されている。環境省が全国で500箇所を選定する「生物多様性保全上重要な里地里山」にも選定されている。	1, 2, 5, 6, 7
4	山地~東部田園	広瀬川 (中 ~下流域)	鳥類、魚類	広瀬川の清流を守る条例の環境保全区域。野生動植物のハビタット、生態系回廊(生態系コリドー)として重要。中流部は森林性から草地、水辺の鳥まで豊富。下流部は、オジロワシ、オオタカ等の猛禽類やキジ類の草地性鳥類。アオジの生息及び繁殖。回遊性魚類の生息域であり、ウグイ、アユ、サケなどの産卵場が形成される。	2, 7, 8

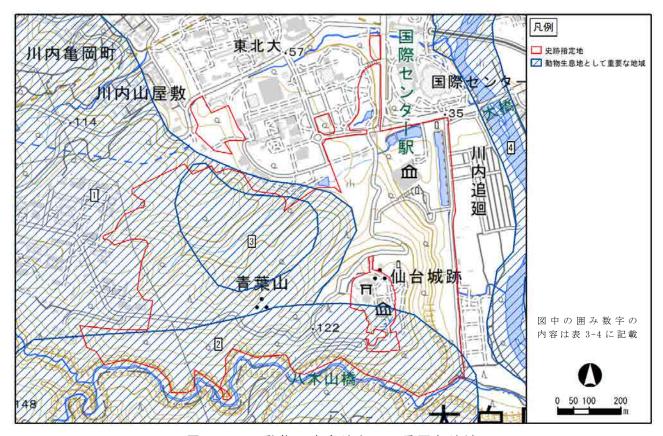


図 3-5 動物の生息地として重要な地域

出典:「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査業務委託報告書」(仙台市)

◇地形·地質

地形・地質においては、保全上重要な植物の生育地・動物の生息地とは別に選定理由を 設けて、学術上重要な地形・地質を分類しています。

番号	地域区分	名称	選定理由	概要
1	西部丘陵 地·田園 ~市街地	青葉山丘陵と 竜ノ口渓谷及 びその下流部	丘峡ので重産動重育といいので重産動産や典学要、地植要地が風型術化か物ない。	広瀬川の清流を守る条例による特別環境保全地域。国指定天然記念物(青葉山)。中部更新統風化礫層の堆積面に起源をもつ典型的な丘陵地形と、それを切り、鮮新統半固結堆積岩類が露出した峡谷、及びかつてはその下流部にあたり、河川争奪により風隙化した凹地が、市街地に接して(一部は市街地の中に)みられる。郷六・青葉山周辺や竜ノ口渓谷では、竜の口層の露頭に豊富な貝類化石、哺乳類・魚類・甲殻類等の動物化石や立木化石を産する。
2	市街地	古竜ノロ川	風隙	広瀬川の清流を守る条例による特別環境保全地 域。典型的な風隙である。
3	市街地	広瀬川(牛越橋上流〜愛宕橋間)	瀬	広瀬川流域の典型的な瀬(瀬・淵の繰り返し)である。

表 3-8 学術上重要な地形・地質



図 3-6 学術上重要な地形・地質・自然現象分布図

出典:「令和3年度仙台市自然環境に関する基礎調査」(仙台市)

第2節 植生調査 (毎木調査)

仙台市では、仙台城跡の現況植生を把握するために、令和3年度に仙台城跡の一部の範囲で植生調査(毎木調査)を実施しています。調査では胸高直径10cm以上の樹木を対象に樹種、樹高、胸高直径、健全度を調べ、位置情報を記録しています。調査の結果、図 3-3 に示す対象範囲には62種、合計2,038本の樹木がみられ、スギ(23.6%)、シロダモ(20.0%)、エドヒガン(5.8%)、アカイタヤ(4.4%)、オニグルミ(3.7%)、イヌシデ(2.9%)シュロ(2.3%)、アカシデ(2.2%)、モミ(2.0%)、ミズキ(1.8%)などが確認されました。

表 3-9 令和3年度の植生調査(毎木調査)で確認された主な樹種

	樹種	本数	割合 (%)
1	スギ	480	23.6
2	シロダモ	408	20.0
3	エドヒガン	118	5.8
4	アカイタヤ	89	4.4
5	オニグルミ	75	3.7
6	イヌシデ	60	2.9
7	シュロ	46	2.3
8	アカシデ	44	2.2
9	モミ	40	2.0
10	ミズキ	37	1.8
11	その他	641	31.5
合計		2,038	100.0

確認された本数が多い順に上位 10 種について種名を掲載。11 位以降 の樹種ならびに樹種不明のものを「その他」に含めた。

出典:「令和3年度仙台城跡植生調査業務委託報告書」(仙台市)

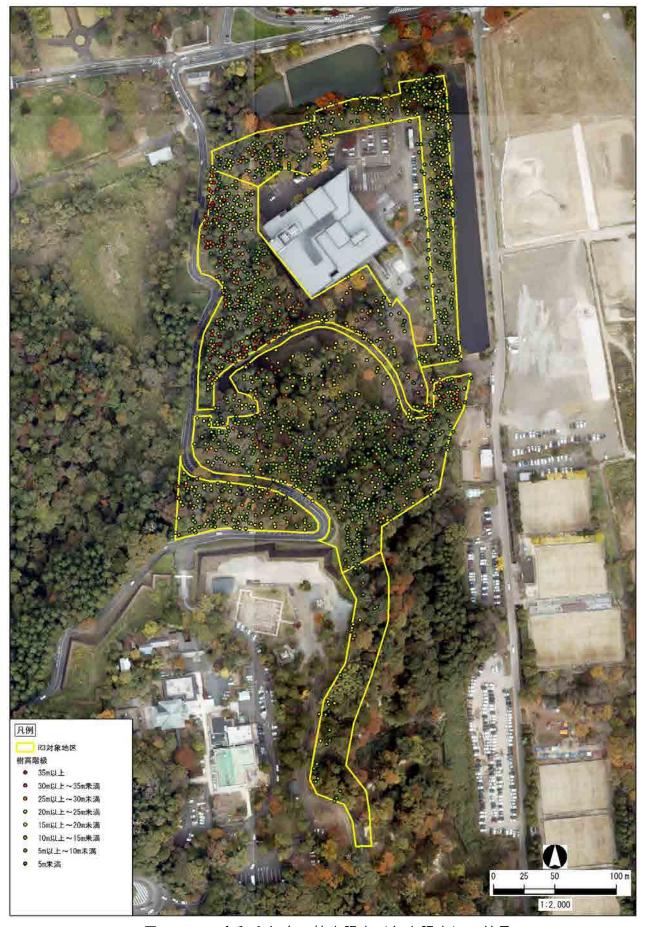


図 3-7 令和3年度の植生調査(毎末調査)の結果

出典:「令和3年度仙台城跡植生調査業務委託報告書」(仙台市)

第3節 仙台城跡を取り巻く自然環境の課題

史跡仙台城跡の植生修景は、多様な自然環境の現状を正確に把握し、課題を抽出したうえで進める必要があります。下表は、史跡仙台城跡の植生修景を促進するにあたっての課題点を整理したものです。ここで記載する課題は史跡仙台城跡全体に係るものであり、ゾーン毎の具体的な課題は第4章(P32~36)に記載します。

現状。即以此時,以外

- ○遺構に影響を与える植生がある。
- ○本質的価値および眺望、景観を阻 害する植生がある。
- ○来訪者の安全性に影響を与える植 生がある。
- ○関係機関・部局と連携した植生管 理が十分ではない。
- ○多様な自然環境への配慮が十分で はない。

課題

- ○史跡の自然環境を把握したうえで、保存、整備、 活用に影響を与える樹木について適切な保全、 整備を行う必要がある。
- ○来訪者の安全を確保するために、危険な植生を 把握したうえで、適切に対応する必要がある。
- ○関係部局・機関と連携して、植生の適切な管理 を行う必要がある。
- ○画一的な計画ではなく、その場所の自然環境の 特性に合った計画とする必要がある。
- ○各種調査によって、藩政期における植生の把握 と現況植生の評価を行い、仙台城跡の全体の植 生景観をより明らかにする必要がある。

第 4 章 植生修景方針

第1節 基本方針

前章で整理した史跡仙台城跡の現状と課題から、植生修景の基本方針を定めます。 なお、基本方針は上位計画にあたる整備基本計画で定めた基本理念および基本方針に 基づきます。

植生修景の基本方針は、整備基本計画に基づき、史跡仙台城跡の植生における課題を解決するため「遺構保全」「顕在化」「安全確保」「植生保全」「維持管理」の5つを定めて植生修景を推進します。

仙台城跡における植生の課題

- ○史跡の自然環境を把握したうえで、保存、整備、活用に影響を与える樹木に関して適切な保全、整備を行う必要がある
- ○来訪者の安全を確保するために、危険 な植生を把握したうえで、適切に対応 する必要がある
- ○関係部局・機関と連携して、植生の適切 な管理を行う必要がある
- ○画一的な計画ではなく、その場所の自然環境の特性に合った計画とする必要がある。
- ○各種調査によって、藩政期における植生の把握と現況植生の評価を行い、仙台城跡の全体の植生景観をより明らかにする必要がある。

整備基本計画の基本理念 仙台の象徴として 守り伝える 歴史・文化的遺産 な全・快適に史跡 に親しみ学べる 地域の城 ・ 世域の対 ・ 世域の対

植生修景の基本方針

- ■遺構保全…史跡の本質的価値を保全するための植生修景
- ■顕 在 化… 史跡の本質的価値を顕在化するための植生修景
- ■安全確保…来訪者の安全を確保するための植生修景
- ■植生保全… 史跡の自然環境を保全するための植生修景
- ■維持管理…史跡の自然環境を維持管理するための植生修景

各種調査を踏まえ、これら5つの基本方針によって史跡仙台城跡の整備を進めます。

第2節 地区区分(ゾーニング)

本方針におけるゾーニングは、整備基本計画で定めた整備ゾーンに、植生修景の基本方針に基づく植生修景エリアを加えたもので設定します。基本方針のひとつである「遺構保全」は、仙台城跡全域に関わることからエリア区分としては示しません。

○整備基本計画で定めた整備ゾーン区分

整備ゾーン	解 説
A水系整備ゾーン	御裏林の御清水~中島池跡~五色沼~長沼の一帯を対象と
A 小 示 笠 浦 ノー ノ	するゾーン。
B本丸整備ゾーン	本丸跡の一帯を対象としたゾーン。
C 大手門整備ゾーン	大手門~二の丸詰門~中島池跡~扇坂下の一帯を対象とし
し八子門霊伽ノーン	たゾーン。
D 東丸(三の丸)整備ゾーン	東丸(三の丸)跡の一帯を対象としたゾーン。
E 登城路整備ゾーン	巽門跡および大手門跡から本丸へ至る登城路とその一帯を
ロ豆姒昭宝畑ノーノ	対象としたゾーン。
F崖地整備ゾーン	本丸東および南の崖地一帯を対象としたゾーン。

○植生修景の基本方針に基づくエリア区分

植生修景エリアは、本方針策定時点での基本方針に基づいたエリア区分です。顕在 化や安全確保、植生保全の実施後は適切に維持管理を図ります。

植生修景エリア	解説
	史跡仙台城の本質的価値の顕在化および歴史的景観・眺望
顕在化エリア	の確保のために植生修景が必要なエリア。顕在化後は維持
	管理・安全確保が必要となる。
安全確保エリア	歩行者および車両等の来訪者の安全確保のために植生修景
女主催床エリア	が必要なエリア。
	天然記念物青葉山の植生や遺構保全に寄与している崖地の
植生保全エリア	植生等、植生の保全が必要なエリア。このエリアは基本的
他生体主ニック	に現状を維持し、保全が必要な場合は適切な方法で保全を
	図る。
	史跡の整備や活用および、植生の保全の観点から環境整備
維持管理エリア	を含む維持管理が必要なエリア。このエリアは現時点で維
	持管理を行うエリアである。

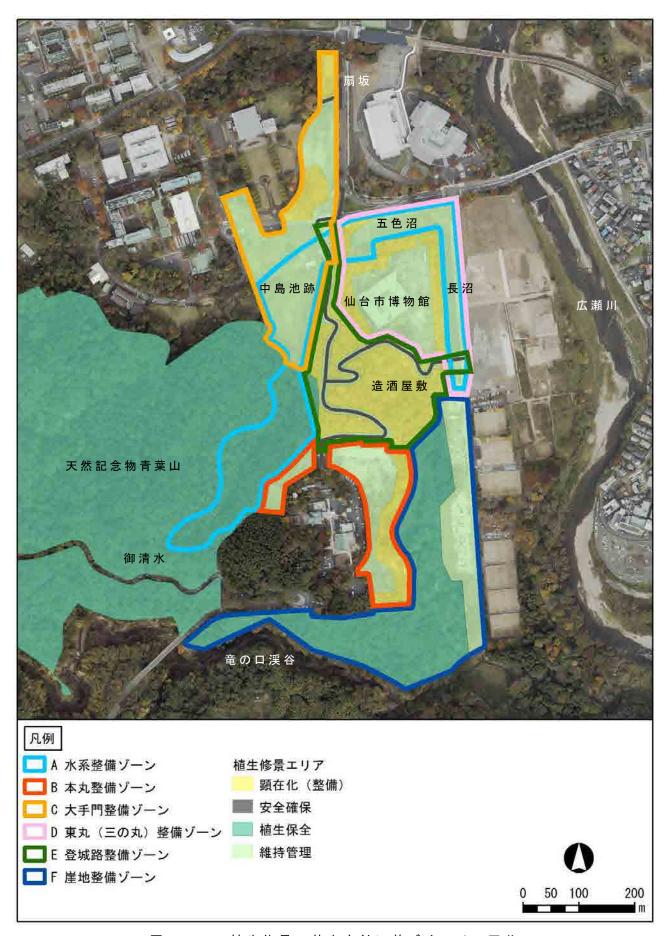


図 4-1 植生修景の基本方針に基づくエリア区分

第3節 植生修景の方法

第1項 植生修景の優先度決定

史跡仙台城跡における植生修景は優先度を決定し、それに基づいて年度毎に順次実施していきます。優先度は、下表 4-1 のように評価基準を高・中・低の 3 段階で定め、総合的に判断して最終的な優先度を決定します。なお、遺構保全・安全確保の観点は特に優先度が高い項目となります。

	遺構への影響	遺構顕在化	安全確保	史跡の整備 ・活用	自然環境 の保全	植生自然度
高	遺す響りない。	遺構の顕在化や眺望確保に必要である。	来訪者に安全確保を与います。性が高い。	史跡の整備 や活用に必 要である。	自然環境に影響を与えない。	自然度が低い。
中	遺響れに損がるの念来を恐がある。	遺構の顕望在化に一次に一が得います。	来 諸確保 を が の に え が の る 。	史跡の整備 や活用にが 定の効果が 得られる。	自然環境に影響を与れる。	ほと然 自然、 の の 低 部 が 部 方 在 す る。
低	遺構に影響を与える可能性は低い。	遺構の顕在 化や眺望は 保に必要 も必要 ない。	来訪者の安 全確保に影 響を与える 可能性は低 い。	史跡の整備 や活用に必 ずしもい。 ではない。	自然環境に 影響を与え る可能性が 高い。	自然度が高い。

表 4-1 植生修景整備優先度の評価基準

第2項 植生修景の進め方

植生修景は上記基準による優先度に基づき修景地点を決定し、必要に応じた各種調査を実施したうえで、その成果に基づいて年度毎に実施していきます。なお、植生修景は関係部局・機関と協議し連携のうえで進めます。

◇各種調査

植生修景の実施にあたり、各種調査によって史跡仙台城跡の植生の現状と過去を把握する必要があります。

原則として植生修景を行う前に毎木調査を実施し現状の植生を調査しますが、必要に応じて毎木調査以外の植生調査や生態調査を実施します。また、これらの調査に加え、適宜絵図や古写真等による史資料調査、発掘調査によって過去の植生を把握し、植生修景によって目指す仙台城跡の姿を明らかにします。

◇植生修景

植生修景は主に下記の4つに分類され、それぞれの基準によって植生修景を進めます。なお、樹木や草本等は史跡保存と法面保護の観点から抜根および薬剤散布による除根等は行いません。

(1)伐採·剪定

下記は伐採・剪定の対象となります。伐採・剪定の方法については立地、周辺環境、 伐採樹木の利活用等の要因から変化するため、作業を行う委託業者や関係機関等と協 議しながら進めます。

伐採・剪定の対象

遺構や来訪者に影響を与える可能性がある樹木または枝 (傾倒木/幹の湾曲等の欠陥がある樹木/劣勢木/枯死・枯損木/ 病害虫被害木等)

遺構の顕在化や眺望確保に影響を与えている樹木または枝

(2)除草

除草は、除草機を用いた下層植生の地上部を刈り取る方法を基本とします。また必要に応じて、小径木やツタ等のつる植物等の伐採も行います。

除草の対象	遺構の顕在化に影響を与えている草本または小径木・ツタ等の
除早の対象	つる植物

(3)植栽·移植

遺構保全の観点から、史跡地内での新たな植栽や移植は原則実施しません。しかし、下記のものについては植栽・移植を行う場合があります。なお、植栽する植生については史跡内の自然環境になじむ郷土種とします。

	遺構保全のために必要な植栽
植栽の対象	来訪者の安全確保のために必要な植栽
	史跡整備のために必要な植栽
移植の対象	史跡地内に生育する希少な植物の史跡地内外への移植

(4)維持管理

顕在化のための伐採や除草、植栽等の実施に関わらず、史跡地内の植生については関係部局・機関と協議連携のうえで維持管理を行います。維持管理の中で、上記(1)~(3)の項目に当てはまるものが確認された場合は適宜対応します。

	史跡内の植生について、定期的な点検により現況を把握し、上
 維持管理の方針	記(1)~(3)の対象にあたる植生が存在しないか確認する。
維持官性の方面	上記(1)~(3)により植生修景を実施した範囲においては、以
	降も定期的な維持管理に努める。

◇伐採樹木の利活用

伐採した樹木は、関係部局・機関と協議連携のうえ、利活用について検討します。

A 水系整備ゾーン

(1)植生の現状と課題及び植生修景方針

修景エリア	現状	植生修景の課題	整備内容	留意事項
植生保全	モミを主体とする自然植生が生育し ている。	天然記念物指定地内であり、植生の保全が必要である。とくに御清水までの整備を行う場合は、事前に貴重種の調査ならびに保全が重要である。	点検 貴重種の調査と保全	御清水までの園路整備が実施される場合は、貴重種調査・必要に 応じて移植等が必要である。
維持管理	草本主体の植生が生育している。 五色沼・長沼周辺には草本主体の植 生が生育している。沼内にはスイレ ン(外来種)が生育している。	中島池跡と調和をとった水辺環境を構成する植生の維持管理が必要である。 五色沼と長沼に隣接するエリアでは、水堀と調和をとり、周辺植生ならびに水堀内の植生の維持管理が必要である。 水堀内の水質保全のための維持管理が必要である。	定期的な点検 定期的な除草等 定期的な清掃、浚渫工事 外来種の駆除	中島池跡の環境が維持されるように定期的な除草を行い、樹林 化を防ぐ。 五色沼と長沼では、水堀内の土砂の堆積が進行しているため、 水質改善のための清掃や浚渫を定期的に行う必要がある。

(2)現況写真



植生保全エリア (御清水周辺の植生)



維持管理エリア (五色沼と周辺植生)

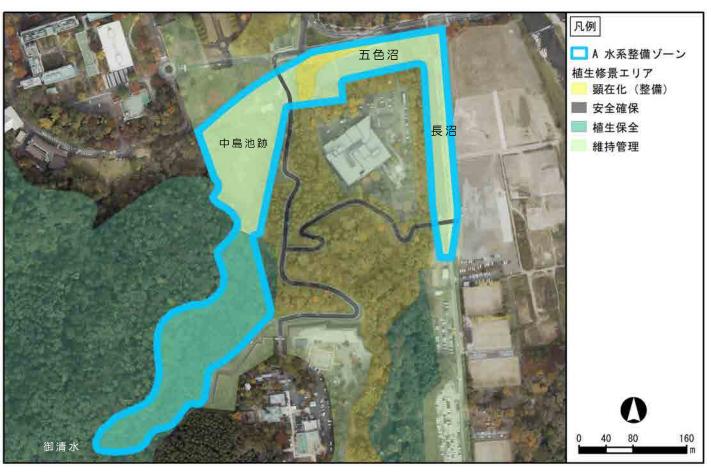


維持管理エリア (中島池跡の植生)



維持管理エリア (長沼と周辺植生)

(3)植生修景エリア区分



[注 1] 図中のゾーンと整備区域は「史跡仙台城跡整備基本計画」に基づく範囲を示します。[注 2] 顕在化(整備エリア)の課題及び植生修景方針の内容は「D東丸(三の丸)整備ゾーン」に、安全確保エリアの課題及び植生修景方針の内容は「E登城路整備ゾーン」に記載します。

B本丸整備ゾーン

(1)植生の現状と課題及び植生修景方針

修景エリア	現状	植生修景の課題	整備内容	留意事項
維持管理	本丸跡周辺に季節感のある中~高木 の広葉樹が良好に生育し、植生の問題は見られない。 土塁・石垣・平場といった遺構に隣 接する範囲には植生がほとんど生育 していない。 遺構の眺望の妨げになる植生は見ら れない。	本丸跡と一体的な植生の維持管理、環境整備が 必要である。 隣接する史跡の整備や活用に合わせた植生の維 持管理が必要である。 遺構の保全や眺望の支障となる樹木や下草が見 られた段階で、整備を行う必要がある。	定期的な点検定期的な支障木伐採、除草	本丸跡の散策動線をふまえて植栽木を含む樹木の維持管理を行う。 平場の景観確保と併せて土塁の顕在化を進める。 石垣の視認性、通行時の障害になる支障木・草本を定期的に取り除く。
顕在化(整備)	植生が繁茂しており、平場や土塁が 不明確である。市街地の眺望を阻害 している。 一部に、竹が密生・高木化し閉塞し た空間になっている。景観を構成す る周辺植生と調和しない。	眺望確保、地形保全・平場の顕在化に影響する 植生の伐採や剪定が必要である。 地形保全・平場の顕在化に影響する竹林の伐採 が必要である。	竹林の伐採、定期的な点検 伐採・剪定 除草	急峻な地形であることから表土流出や表層の土壌の影響がない 範囲で修景を行う。 景観を損なう竹林は伐採するが表層土の保全のために除根まで は行わない。伐採後は定期な点検を行い、再度繁茂しないよう に定期的な伐採を行う。周辺の自然環境への影響を考慮し薬剤 散布は極力控える。

(2) 現況写真



維持管理エリア (本丸跡周辺の植生)



顕在化(整備)エリア (本丸縁辺の竹林)



維持管理エリア (本丸北西部の植生)



顕在化(整備)エリア (本丸縁辺の植生繁茂状況)



[注 1] 図中のゾーンと整備区域は「史跡仙台城跡整備基本計画」に基づく範囲を示します。

C大手門整備ゾーン

(1)植生の現状と課題及び植生修景方針

修景エリア	現状	植生修景の課題	整備内容	留意事項
顕在化(整備)	低木や草本が生育している。 扇坂の道路沿いに植生が繁茂してい る。	地形保全・平場の顕在化に影響する植生の伐採 や剪定が必要である。 地形保全・平場の顕在化を妨げる植生の伐採や 剪定が必要である。	伐採・剪定 除草	現時点で伐採や剪定が必要な樹木は見られないが、周辺との調和 を意識しながら必要に応じて環境整備を行う。
維持管理	大手門周辺で草本主体の植生が生育 している。一部、道路沿いに植生の 未生育箇所が見られる。 中島池跡や二の丸詰門周辺で一部に 下草が繁茂している箇所が見られ る。	中島池跡周辺では、中島池跡の整備とあわせて ヤードの確保、植生の維持管理、環境整備が必 要である。 青葉山公園の一画として植生の維持管理、環境 整備が必要である。	定期的な点検 定期的な支障木伐採、除草 植栽	青葉公園や縁辺の道路沿いの環境との調和を意識しながら必要 に応じて環境整備を行う。

(2) 現況写真



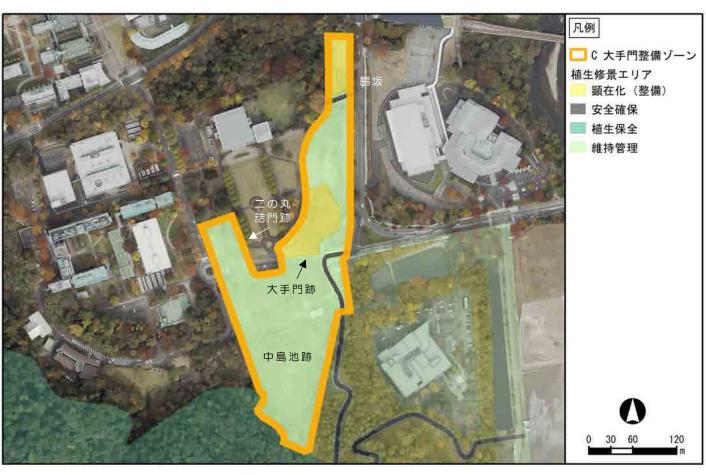
維持官埋エリア(大手門跡周辺)



顕在化(整備)エリア (扇坂周辺)



維持管理エリア (二の丸詰門周辺)



[注 1] 図中のゾーンと整備区域は「史跡仙台城跡整備基本計画」に基づく範囲を示します。 [注 2] 安全確保エリアの課題及び植生修景方針の内容は「E 登城路整備ゾーン」に記載します。

D 東丸(三の丸)整備ゾーン

(1)植生の現状と課題及び植生修景方針

修景エリア	現状	植生修景の課題	整備内容	留意事項
顕在化(整備)	五色沼や長沼を囲む土塁には、低~ 中木の樹木とともに、つる性の草に 植物が繁茂しており土塁が視認しに くい。スギが密生しており、土塁が ほとんど視認できない範囲がある。 西側の登城路沿いは、植生が繁茂し ており、周辺の景観が眺望できない 範囲や平場が視認しくい範囲があ る。	土塁の視認性確保、遺構の保全のため、スギの間引き・枝打ちが必要である。土塁の顕在化のために、危険木や支障木の伐採が必要である。 眺望確保、地形保全・平場の顕在化に影響する 植生の伐採や剪定が必要である。	伐採・剪定 除草 スギの間引き、枝の剪定	土塁は、自然との調和を意識し、樹木の伐採は行わず、除草の実施とする。景観を阻害するつる植物は除去する。表土の流出や遺構保存の観点から、除根は行わない。 ややうっそうとしたスギの林の範囲では、倒木の除去等を今後実施していく。自然との調和を意識し、スギは皆伐ではなく、一部を間引きとする。
維持管理	博物館周辺に広葉樹の植栽木が生育 している。 水堀 (五色沼・長沼) 周辺には落葉 広葉樹の高木が良好に生育してい る。	仙台市博物館改修後の状況や展示物と調和をとった植栽木の維持管理、環境整備が必要である。 水堀とその周辺と調和をとった植生の維持管理が必要である。	定期的な点検 定期的な植栽木の剪定等 定期的な除草等	直近では修景の必要性は低いが、必要に応じて維持管理の中で剪定等を実施する。

(2) 現況写真



顕在化(整備)エリア(+界に生育するスギ)



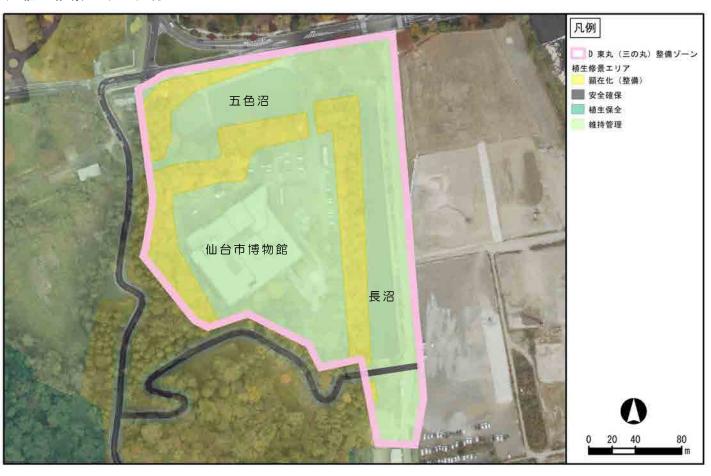
顕在化(整備)エリア (土塁に生育するイタヤカエデ)



顕在化(整備)エリア (土塁に繁茂する下層植生)



維持管理エリア (博物館周辺の植樹)



[注1] 図中のゾーンと整備区域は「史跡仙台城跡整備基本計画」に基づく範囲を示します。

E 登城路整備ゾーン

(1) 植生の現状と課題及び植生修景方針

修景エリア	現 状	植生修景の課題	整備内容	留意事項
顕在化(整備)	登城路周辺において、樹木や下草の 繁茂により土塁、平場などの地形及 び遺構が視認しにくい範囲がある。 樹木や下草が繁茂し、本丸北壁石垣 の眺望を阻害している。	地形保全・平場の顕在化に影響する植生の伐採・剪定が必要である。 本丸北壁石垣が視認できるように植生の伐採や剪定が必要である。 造酒屋敷に関する遺構が視認できるように植生の伐採や剪定が必要である。	伐採・剪定 除草	別途実施する発掘調査等の実施時期と調整しながら修景を実施する。 本丸北壁石垣の顕在化のため、眺望を著しく阻害する樹木を伐採する。表土流出の抑制のため除根しない。 造酒屋敷に関する遺構周辺では、乾陸化のための排水施設整備が計画されているため、事前に貴重種調査等を行い、必要に応じて保全する。
安全確保	現状で、危険木や支障木は見られない。	来訪者の安全確保のため、定期的な巡視、維持管理が必要である。	危険木・支障木の伐採、枝の 剪定	来訪者安全確保や路上からの眺望確保のため、必要に応じて伐採や剪定を行う。
維持管理	登城路周辺に、一部に枯死木・枯損 木あり、今後倒れる険性がある。	必要に応じて危険木や支障木の伐採が必要であ る。	定期的な点検 定期的な支障木伐採、除草	倒木した際に登城路にかかる枯死木・枯損木を優先的に伐採す る。
植生保全	天然記念物青葉山の範囲である。	植生の保全が必要である。 人為的な影響がないようにする。	点検	当該エリア隣接する顕在化(整備)エリア等の植生修景時には、天然記念物の範囲には、人為的な影響が及ばないように配慮する。

(2)現況写真



安全確保・維持管理エリア (登城路沿いの枯死木)



顕在化(整備)エリア (本丸北壁石垣周辺の植生)



顕在化(整備)エリア (造酒屋敷周辺の植生)



[注 1] 図中のゾーンと整備区域は「史跡仙台城跡整備基本計画」に基づく範囲を示します。

F崖地整備ゾーン

(1)植生の現状と課題及び植生修景方針

修景エリア	現 状	植生修景の課題	整備内容	留意事項
維持管理	植生はほぼ無い平坦地である。自然 崖沿いに低木や草本が生育してい る。	崖地の動線整備、周辺の土地利用にあわせて植 生の維持管理、環境整備が必要である。	定期的な点検定期的な支障木伐採等	テニスコート駐車場利用時などに支障木がある場合は伐採を行う。 とくにテニスコート利用者の駐車場が設置されている西側の崖地、崖地の見学動線として整備される範囲については、利用者の安全確保のため、豪雨や地震後を含めて定期的な点検を行うことが望ましい。
植生保全	V,	眺望と安全性確保を考慮しつつ、植生保全が必要である。急傾斜地であるため、急激な伐採や剪定は控える。現時点で崩壊等は進行していないが、定期的に確認する必要がある。	点検	モミを含む自然植生に近い林であることから植生保全の観点から危険木・支障木の伐採を必要に応じて実施する。伐採等を検討する際は、周辺の公園との調和を意識する。

(2)現況写真



維持管理エリア (駐車場周辺)



植生保全エリア (崖下の植生)



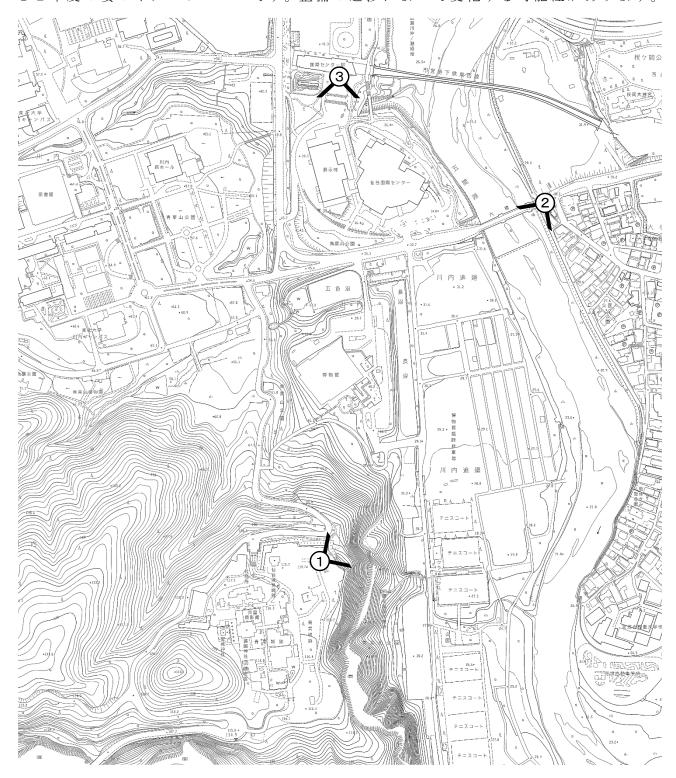
植生保全エリア (崖地の植生)



[注 1] 図中のゾーンと整備区域は「史跡仙台城跡整備基本計画」に基づく範囲を示します。

■イメージパース

整備基本計画および植生修景方針に基づいて史跡仙台城跡の植生修景が進んだ令和12年度の姿のイメージパースです。整備の進捗によって変化する可能性があります。



パース視点場位置図

①本丸跡から市街地方向への眺望



②市街地方向からみた仙台城跡の景観



③国際センター駅からみた仙台城跡の景観



参考資料 植生修景方針内の用語説明

植生修景方針に関する用語の説明を以下に整理しました。文化財や考古学、歴史的用語に関しては、「史跡仙台城跡整備基本計画(令和3年3月)」の「参考資料4計画内の用語説明」を参照してください。

用語	説明	初出ページ
こで ね 居久根	屋敷の周囲を取り囲むように植えられた樹木(屋敷林)のこと。宮城県、岩手県、福島県、山形県など一部の地域で使用されている。	P.25
かそうしょくせい 下層 植生	階層構造を有する森林において、低木と草本類からなる植物 集団のこと。地域による特色が出やすく、その土地の環境を 知る上での指標となる。	P.36
_{きょうどしゅ} 郷土 種	ある一定の地域に自生分布する植物のこと。緑化の際に郷土種を用いることで早期に周辺と同質の環境を復元できる。	P.36
こそん 枯損	樹木などに損傷がある状態もしくは枯れた状態を指す。その ような樹木を枯損木(こそんぼく)ともいう。	P.1
さとちさとやま 里地里山	人間による自然への働きかけで環境が形成された地域のことで、主に、集落を取り巻く二次林(里山)と、それらと混在する農地(里地)で構成される。多様な生物の生息環境や地域特有の景観、伝統文化の基盤として重要な地域である。	P.21
しぜんかんきょう 自然 環境	一般的には地形、地質、気候、動植物、海洋、陸水、景観などがあげられ、自然元来の要素により構成された環境のこと。本計画では植生の修景計画に影響が想定される、動植物、地形、地質、景観を自然環境の構成要素として位置付けた。	P.1
しひょうしゅ 指標種	指標植物ともいう。気象や土壌などの環境条件を示す指標と なる植物または植物群落。単一条件だけではなく、複合条件 に対する指標としても利用される。	P.22
しょくせいしぜんど 植生 自然度	植物社会学的な観点から、植物群落の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入された区分。人為の影響度合いにより1から10までに区分され、数が大きい地域ほど自然性が残されている。	P.19
除根	草木の根を除去すること。	P.36
せいたいけいかいろう 生態 系 回廊	貴重な森林や野生動物を守ることを目的とし、主に保護地域 などの間を生態学的につなぐ生物の生息空間のこと。エコロ ジカル・コリドーとも言う。	P.26

用語	説明	初出ページ
	一般的には、一定範囲内の樹木の胸高直径・胸高周囲長(地	
	上高約 1.3m における幹の太さ、周囲の長さ)、樹高、種	
毎木 調査	名、位置等を記録する調査のこと。過年度の仙台市の毎木調	P.29
	査では、胸高直径 10cm 以上の樹木について、樹高・胸高直	
	径・樹種・健全度・位置情報を記録した。	
	日本に生息・生育する野生生物について、生物学的な観点か	
	ら個々の種の絶滅の危険度を評価し、とりまとめたリスト。	
	環境省は、絶滅 (EX)、野生絶滅 (EW)、絶滅危惧 I 類	
レッドリスト	(CR+EN)、絶滅危惧IA類(CR)、絶滅危惧IB類(EN)、絶	P.21
	滅危惧 II 類 (VU)、準絶滅危惧 (NT)、情報不足(DD)、絶	
	滅のおそれのある 地域個体群 (LP) のカテゴリに区分してい	
	る。環境省のほか、各都道府県でも作成されている。	